

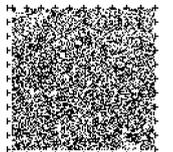
概要版

いきいきふっつ障害者プラン 第4期障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

富津市



計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 21 年 3 月に「いきいきふっつ障害者プラン」を策定し、『障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち』を基本理念に、障がい福祉施策の推進と、障がい福祉サービス等の提供体制の構築に努めてまいりました。

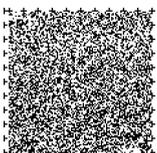
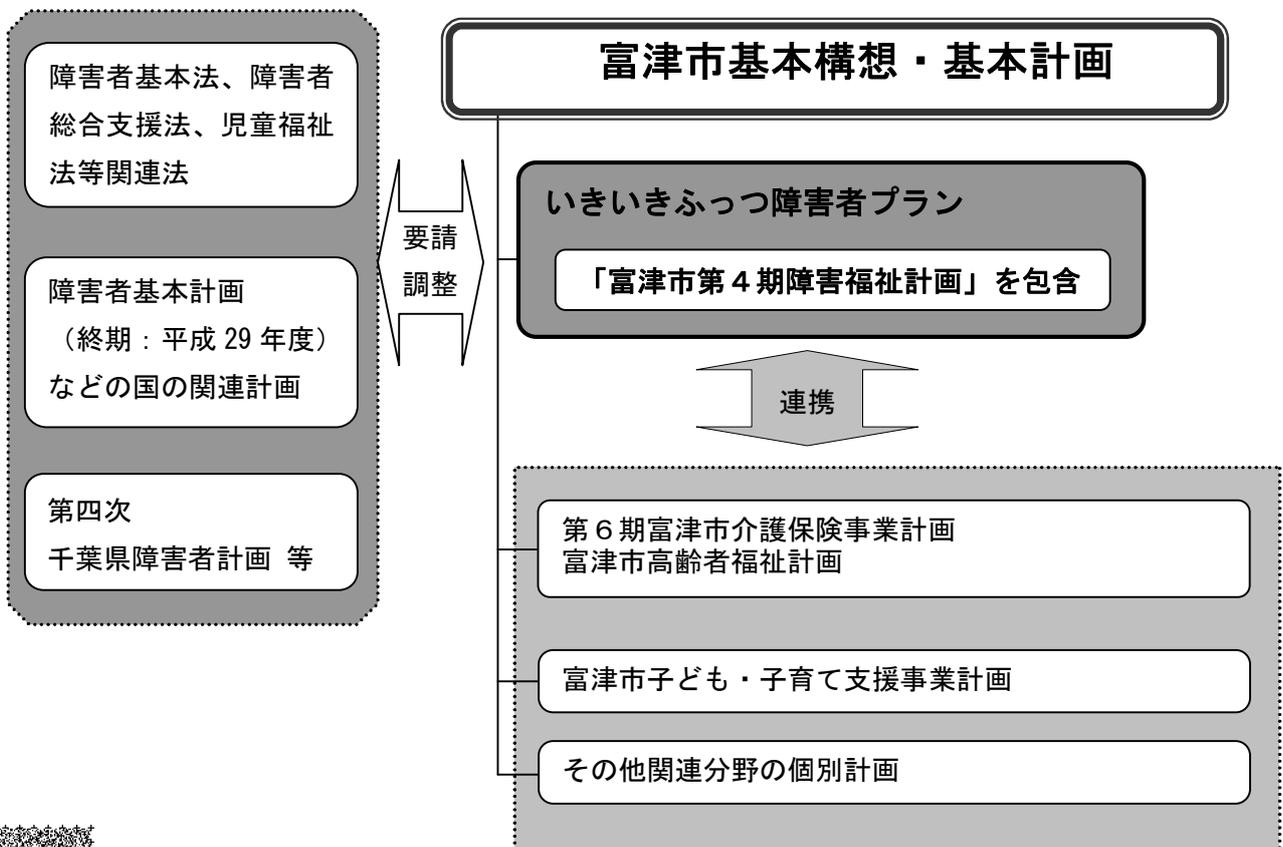
その後、「いきいきふっつ障害者プラン」の障害福祉計画部分を改定し、平成 24 年 4 月からは「いきいきふっつ障害者プラン 第 3 期障害福祉計画」を策定しましたが、平成 26 年度末をもって計画期間の期限を迎えることから、今回新たに「いきいきふっつ障害者プラン 第 4 期障害福祉計画」を策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について策定するもので、平成 21 年 3 月に策定した「いきいきふっつ障害者プラン」の実施計画として位置付けます。

同時に、国の「障害者基本計画」や千葉県県の「第四次千葉県障害者計画」の内容を十分に踏まえながら、「富津市基本構想・基本計画」の具体的な部門別計画として位置付け、「第 6 期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」「富津市子ども・子育て支援事業計画」など関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

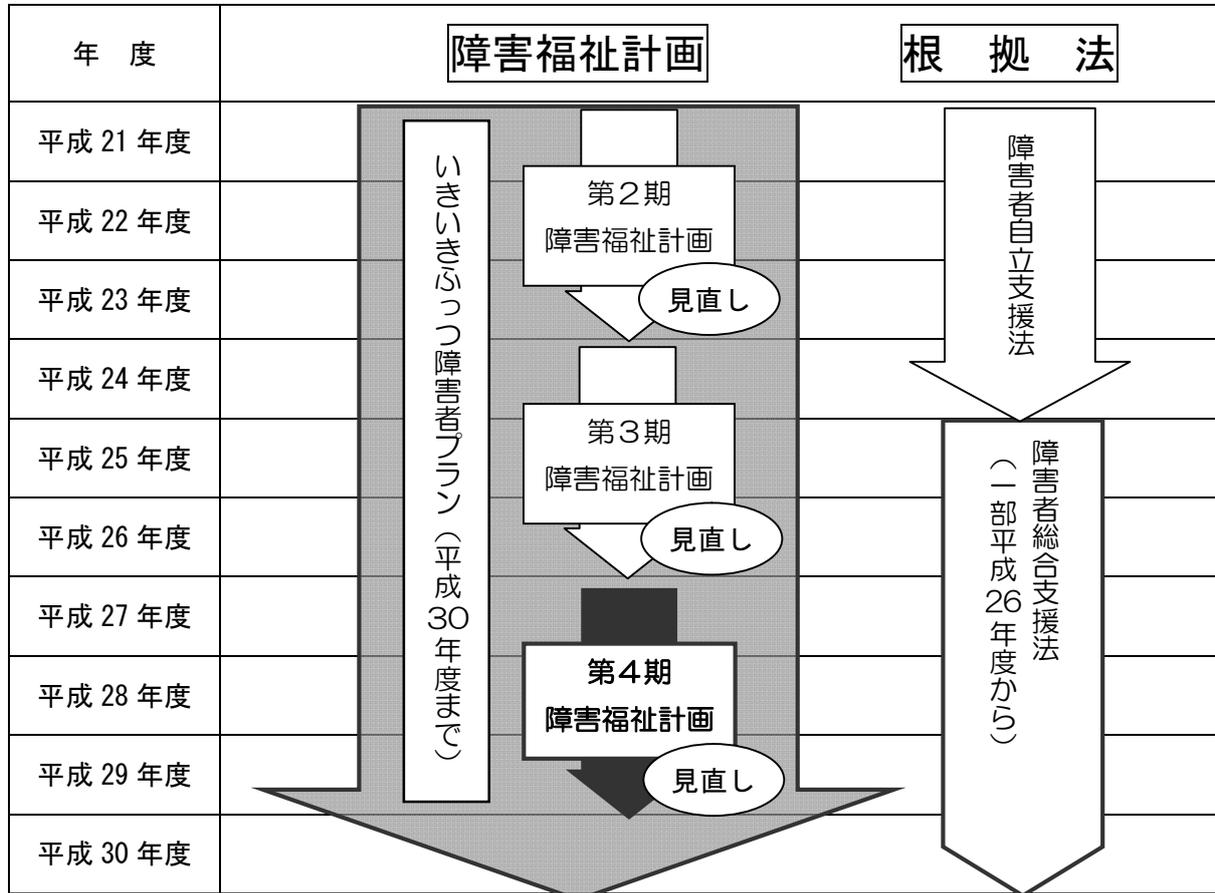
【計画の位置付け】



計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に係る国の「指針」に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

【計画の期間】



計画策定の体制と方法

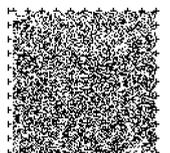
この計画の策定に当たっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、障がい者やその家族をはじめ、広く市民各層の意見反映に努めるため、以下のような市民参画の手法を取り入れました。

■ 検討組織

- 「第4期障害福祉計画策定委員会（富津市障害者総合支援協議会）」による検討
- 「いきいきふっつ障害者プラン検討委員会」（庁内）による検討

■ 市民参画による検討手法

- 障がい者に対する実態調査の実施
- パブリックコメント



障害者総合支援法が目指す方向

障害者総合支援法では、新たに基本理念が創設され、今後の障がい福祉施策における目指すべき方向が示されています。また、国の基本指針では、市町村障害福祉計画の策定に当たって3つの基本的事項があげられるとともに、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方が示されています。

■ 障害者総合支援法の基本理念

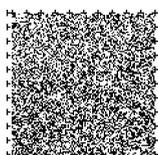
- すべての障がい者等が、可能な限り身近な場所において支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障がい者等にとっての社会的障壁の除去に資すること

■ 「障害福祉計画」作成における基本的事項

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

■ 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

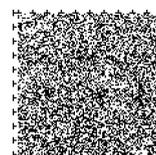
- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障がい者への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進



障がい福祉サービスの内容と見込量

◆障がい福祉サービス等の見込量

サービス名		内 容	27 年度	28 年度	29 年度
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	1,846 時間/月 88 人/月	1,901 91	1,948 93
	重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。	今後、ニーズを見極めた提供体制を検討するものとします。		
	行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	9 時間/月 1 人/月	12 2	12 2
	重度障害者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービスを包括的に提供します。	今後、ニーズを見極めた提供体制を検討するものとします。		
	同行援護	重度視覚障がい(児)者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。	67 時間/月 5 人/月	67 5	74 6
	日中活動系	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	2,577 日/月 122 人/月	2,637 125
自立訓練 (機能訓練)		地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	今後、ニーズを見極めた提供体制を検討するものとします。		
自立訓練 (生活訓練)		地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。	80 日/月 4 人/月	80 4	80 4
就労移行支援		一般企業等への就労移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	155 日/月 9 人/月	189 11	224 13
就労継続支援 (A 型)		通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	50 日/月 3 人/月	50 3	50 3
就労継続支援 (B 型)		通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	1,463 日/月 82 人/月	1,493 84	1,523 86
療養介護		医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	2 人/月	2	2

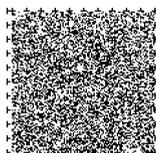


◆障がい福祉サービス等の見込量 ～ 続き ～

サービス名		内 容	27年度	28年度	29年度
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	225 日/月	232	232
			16 人/月	17	17
	宿泊型自立訓練	居室やその他設備を利用しながら自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。	30 日/月	60	60
			1 人/月	2	2
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	65 人/月	67	68
	施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	51 人/月	50	49
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービス、地域相談支援(「地域移行支援」及び「地域定着支援」)を利用するすべての人にサービス等利用計画を作成し、支援を行います。	322 人/年	347	372
	地域移行支援	障がい者支援施設に入所している人や病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や支援を行います。	1 人/年	1	1
	地域定着支援	施設や病院から地域生活に移行した人、家族との同居からひとり暮らしを始めた人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。	0 人/年	0	1

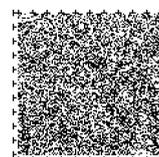
◆障がい児支援サービスの見込量

サービス名		内 容	27年度	28年度	29年度
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	165 日/月	165	176
			14 人/月	14	15
	放課後等 デイサービス	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	280 日/月	289	299
			36 人/月	37	38
	保育所等 訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	1 日/月	2	2
1 人/月			2	2	
医療型 児童発達支援	児童発達支援(日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等)と治療を行います。	今後、ニーズを見極めた提供体制を検討するものとします。			
障がい児相談支援		障がい児通所支援を利用するすべての児童に障がい児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)や事業者等との連絡調整などを行います。	6 人/日	7	8



◆地域生活支援事業の見込量

相談支援事業		単位	27年度	28年度	29年度
基幹相談支援センター	箇所		0	0	1
一般相談支援事業所	箇所		1	1	1
特定相談支援事業所	箇所		5	5	5
障害者総合支援協議会	箇所		1	1	1
意思疎通支援事業		単位	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業	件/年		27	30	30
	人		5	7	7
要約筆記者派遣事業	件/年		0	0	1
	人		0	0	1
日常生活用具給付等事業		単位	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	件/年		2	2	2
自立生活支援用具	件/年		4	7	7
在宅療養等支援用具	件/年		5	7	7
情報・意志疎通支援用具	件/年		4	6	6
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年		2	2	2
排せつ管理支援用具	件/年		90	101	102
合 計	件/年		107	125	126
移動支援事業		単位	27年度	28年度	29年度
延利用時間数	時間/月		511	524	538
実利用人数	人/月		45	46	47
地域活動支援センター事業		単位	27年度	28年度	29年度
市外 I型	人/月		7	8	10
	箇所		0	0	0
市内 II型	人/月		14	14	14
	箇所		2	2	2
市外 III型	人/月		11	11	11
	箇所		0	0	0
成年後見制度利用支援事業		単位	27年度	28年度	29年度
実利用人数	件/年		1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		単位	27年度	28年度	29年度
実利用人数	件/年		243	258	258
生活ホーム事業		単位	27年度	28年度	29年度
実利用人数	人/月		1	1	1
知的障害者職親委託制度事業		単位	27年度	28年度	29年度
実利用人数	人/月		2	2	2



◆地域生活支援事業の見込量 ～ 続き ～

日中一時支援事業		単位	27年度	28年度	29年度
延利用回数		回/月	233	242	249
実利用人数		人/月	35	36	37
社会参加促進事業		単位	27年度	28年度	29年度
障がい者自動車改造費助成		件/年	1	1	1
障がい者運転免許取得費助成		件/年	1	1	1

◆地域生活支援事業 ～ 新たに必須事業として位置づけられるもの ～

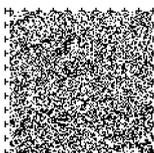
事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者総合支援協議会や障がい者団体などとの連携によりさらに一歩踏み込んだ事業を検討し、地域住民への働きかけを強化し、引き続き共生社会の実現を目指します。
自発的活動支援事業	障害者総合支援協議会や障害者団体などと連携することにより、どのような事業が自発的に行えるか検討し、障がい者の孤立防止や社会活動の支援などに努めてまいります。
成年後見制度法人後見支援事業	富津市社会福祉協議会に法人後見制度の導入を働きかけるなどして、実現を目指します。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業は、平成18年度からすでに任意事業の中で実施しており、今後も引き続き手話のできる方の養成を図ります。

平成29年度の数値目標（成果目標）

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数（A）	52人	
【目標値】地域生活移行者（B）	13人	平成29年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
新たな施設入所支援利用者（C）	10人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成29年度末の入所者数（D）	49人	平成29年度末の利用人員見込み（A-B+C）
【目標値】入所者削減見込み（E）	3人	差し引き減少見込み数（A-D）



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、都道府県においてそれぞれ見込み数を算出し、市町村ごとにその数が按分されることになるため、市町村においては第4期計画の目標は「定めない」となりました。

なお、目標値としての設定は行いませんが、富津市においては精神障がい者の専門医療機関がないことなどから、県の「精神障害者地域移行支援事業」において、事業の周知、受入条件や実施に際しての支援体制の充実等、円滑な実施に協力するなど連携し、地域生活への移行を今後も継続して支援します。

3 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
【目標値】拠点数	1箇所	圏域の各市、各団体・事業所等の関係機関と協議し、拠点を整備します。

4 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数

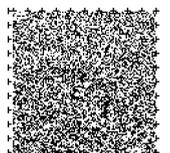
項目	数値	備考
年間一般就労者数	1人	平成25年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	2人	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

② 就労移行支援事業の利用者数等 ア. 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者数	8人	平成25年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	13人	平成29年度末の就労移行支援事業利用者目標数

イ. 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の指針では、平成29年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとされています。現在市内には就労移行支援事業所は有りませんが、第4期福祉計画期間内に1箇所設立されると仮定し、平成29年度末には4名の就労移行者を目標とします。



制度の円滑な運営のために

1 サービス提供の充実

① 支給決定の適正化・円滑化

障がい者の福祉サービスの必要性を的確かつ総合的に判定できるよう、①障がい者の心身の状況（障害支援区分）、②社会行動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を十分行い、適切な支給決定に努めます。

② サービス見込量に対応した提供体制の整備

各障がい福祉サービスの見込量に対応したサービス供給基盤整備を図るため、サービス事業者への的確な情報提供や指導・助言に努めるなど、事業者に対する側面的な支援を進め、県や圏域との調整・連携のもとに新規参入を促します。

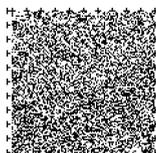
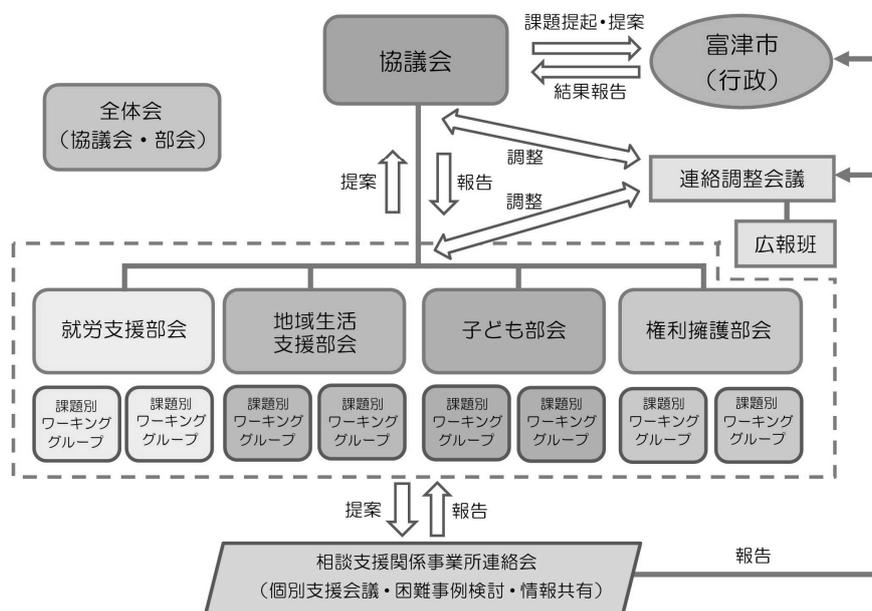
また、サービス利用者の視点に立って、より質の高いサービスを選択できるよう、県と連携し、事業者に関する利用者への情報提供とともに、サービス事業者に対しては人材の質的向上と新規確保に関する側面的な支援に努めます。

2 総合的なサービス調整及び計画推進体制の確立

① 障害者総合支援協議会の運営

本計画の的確な進行管理に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤整備のあり方について福祉、保健・医療、教育、就労等関連分野での協議や調整する必要が生じたり、サービス提供事業者単位では対応困難なケースに総合的に対応する必要がある場合などのための総合調整の場として「障害者総合支援協議会」について具備すべき機能や体制に関する具体的な検討を図り、これを核に地域全体で障がい者の自立生活を支援する体制を整備します。

【富津市障害者総合支援協議会基本構成図】



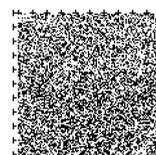
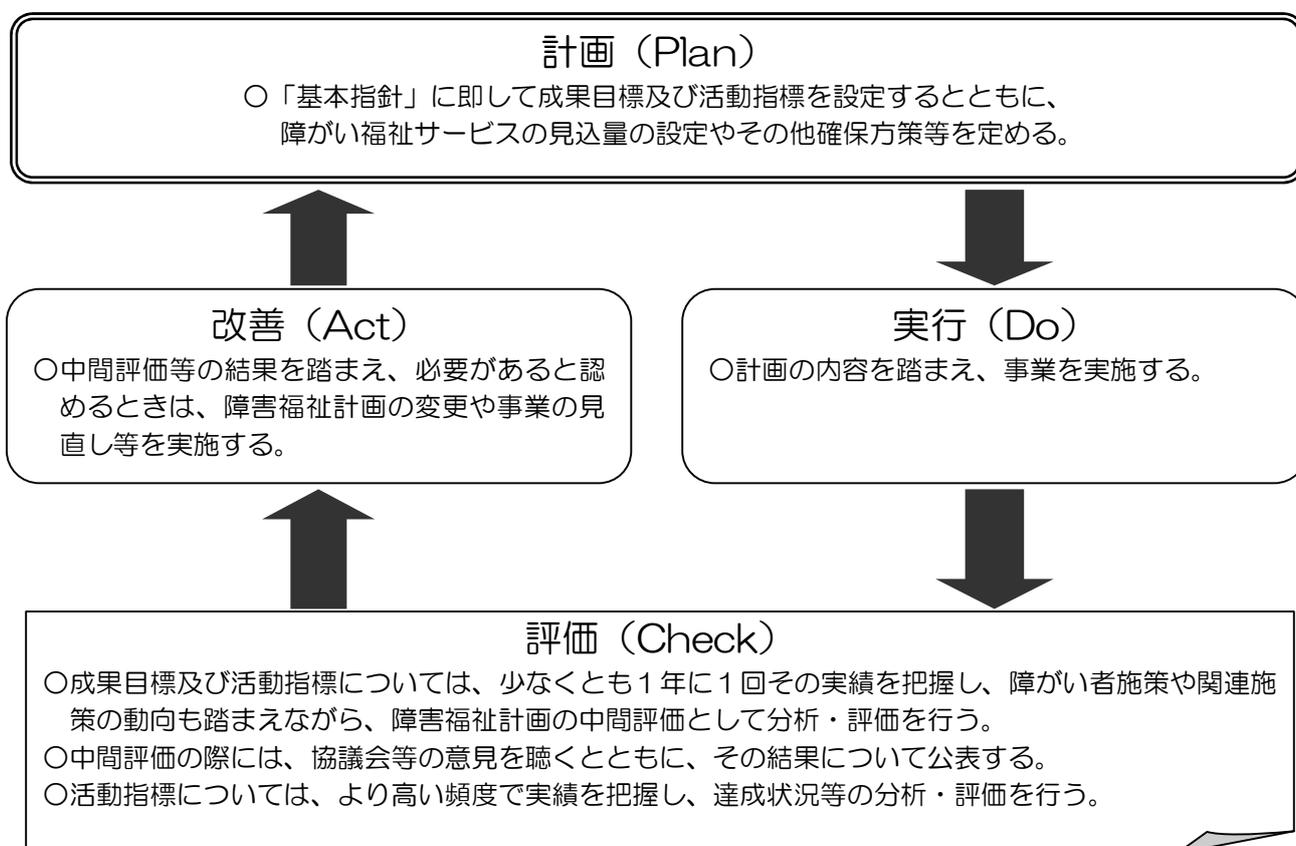
② 庁内関係部署の連携強化

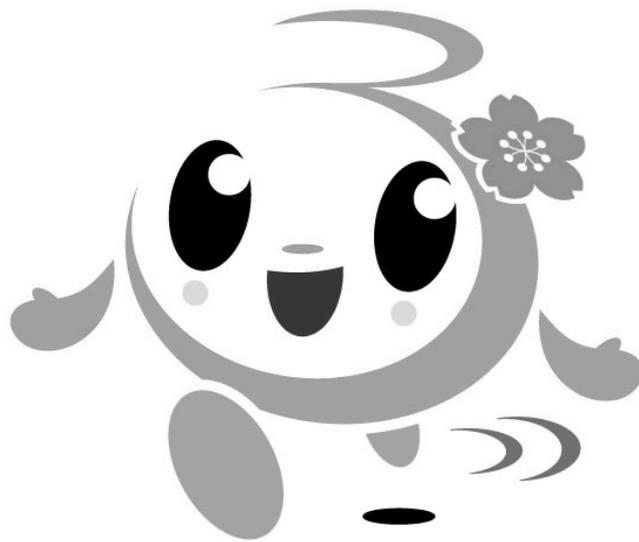
本計画に基づく事業を円滑に実施するため、庁内関係部署による連携体制を確立し、施策・事業の調整に努めます。

③ 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、PDCAサイクルに基づき、障がい福祉サービスの利用状況のほか、入所施設から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標について庁内検討委員会と富津市障害者総合支援協議会で中間評価を行い公表します。その中間評価の結果等を受け、計画期間中でも必要と認められるときはその計画の見直しをします。

【PDCAサイクルのプロセスのイメージ】





いきいきふっつ障害者プラン
第4期障害福祉計画（概要版）

発行 平成 27 年 3 月
企画・編集 富津市役所 社会福祉課
〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地
TEL：0439-80-1260
FAX：0439-80-1355
URL：<http://www.city.futtsu.lg.jp/>

